

不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の死亡等の届出(近畿地方整備局)

手続名	不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の死亡等の届出	
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律(以下「法」という。)第19条	
手続対象者	不動産鑑定士または不動産鑑定士補が次のいずれかに該当することとなったとき、それぞれ右記の者 ※本案内情報は、近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)に住所のある不動産鑑定士または不動産鑑定士補を対象とします。	
	①死亡したとき	相続人
	②法第16条第2号(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者)に該当するに至ったとき	本人
	③法第16条第3号(禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者)に該当するに至ったとき	本人
	④法第16条第4号(公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者)に該当するに至ったとき	本人
⑤法第16条第7号(精神の機能の障害により鑑定評価等業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)に至ったとき	法定代理人または同居の親族	
手続時期	その日(死亡の場合にはその事実を知った日)から30日以内	
提出方法	下記の提出先へ、原則郵送にて提出してください。	
手数料	なし	
添付書類	当該事実を証する書面を届出事項に応じて適宜添付してください。 (例)死亡したとき:戸籍抄本	
提出部数	1部	
提出先 問合せ先	〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 鑑定評価指導係 TEL:06-6942-1141	